「未利用口座管理手数料」の新設および未利用口座の自動解約について

平素より大和信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、令和4年4月1日以降に新たに開設いただく口座を対象に、長期間ご利用のない 普通預金口座等を「未利用口座」として取扱いさせていただくことといたしました。

「未利用口座」として取扱いさせていただいた場合には、下記の一定の条件のもと、「未利用口座管理手数料」をご負担いただきます。

また、「未利用口座」の残高が口座管理手数料に満たない場合には、口座の残高を口座管理手数料の一部としてご負担いただいた上で、口座を解約させていただきます。

なお、「未利用口座」は、あくまでも2年以上の長期間にわたり、ご利用のない普通預金口座等を対象としたものであり、**常日頃から入出金や口座振替等でお取引をされているお客さまが対象**になることはございません。

今後も引き続きサービスの維持・向上に一層努めて参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料および自動解約について

・木利用口座官理士数件ねよい日期牌制にプバー	
	以下の <u>すべてに該当する口座</u> を対象といたします。
	① 令和4年4月1日以降に開設された普通預金口座・貯蓄預金口座
	② 最後のお預入れまたは払戻し(利息の元本への組入れおよび本手数
	料の引落しは除く)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがな
対象となる口座	٧٠°
(未利用口座)	③ 口座残高10,000円未満。
	④ 同一支店で、定期性預金、国債などの預かり金融資産のお取引がな
	٧٠ _°
	⑤ 同一支店でお借入がない。
	※普通預金口座には総合口座・決済用口座を含みます。
	・未利用口座の対象となった場合には、事前にお届出の住所に文書にてご
	案内させていただきます。
	※文書が延着または到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着し
T W W 0 0 0 0 1 1	たものとみなします。
手数料のご案内	・郵送後、一定期間(約2ヶ月)経過後においてもお取引がない場合に、
	年間1,320円(税込)を当該口座より引落しさせていただきます。
	※翌年度以降も口座の未利用状態が続く場合は、本手数料の対象となりま
	す。

•	未利用口座の残高が、本手数料に満たない場合には、当該残高を本手数
	料の一部として充当したうえで、当該口座を自動解約させていただきま
	す。

口座の自動解約

- ・口座残高以上のご負担および自動解約した後のお手続きは必要ございません。
- ※ご負担いただいた本手数料のご返却、解約した口座の再利用には応じか ねますので予めご了承ください。
- 2. 普通預金規定・やましん定期性総合口座取引規定・貯蓄預金規定の改定について 未利用口座管理手数料の新設に伴い、令和4年4月1日より、普通預金規定(無利息型普通 預金含む)、やましん定期性総合口座取引規定、貯蓄預金規定を改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

(未利用口座管理手数料)

- (1) 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料(以下「手数料」といます。)をいただきます。
 - ① 令和4年4月1日以降に開設された預金口座であること。
 - ② 最後の預入れまたは払戻し(利息の元本への組入れおよび手数料の引落しを除きます。)から2年以上、一度も預入れまたは払戻しがないこと。
 - ③ 預金残高が1万円未満であること。
 - ④ 同一店舗において、定期性預金・投資信託・保険・国債などの預かり金融資産の取引がないこと。
 - ⑤ 同一店舗において、借入れがないこと。
- (2) 前記(1) すべての条件に該当した場合、口座名義人に対し届出の住所にあてて案内文書を送付します。案内文書送付後、一定期間(約2ヶ月)経過後においても取引がないときは、この預金から、払戻請求書によらず、手数料を引落します。なお、翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、同様に手数料を引落します。
- (3) 手数料の引落しに際し、口座残高が不足する場合は、その残高を手数料の一部として充当したうえで、通知することなく当金庫所定の方法によりこの預金を解約することができるものとします。この場合、手数料の不足分を別途いただくことはいたしません。
- (4) 負担いただいた手数料の返戻および解約した口座の再利用には応じられません。
- (注) 改定後の普通預金規定、貯蓄預金規定は、当金庫ホームページ内「預金規定集」をご覧ください。

以上

